

群馬県図書館協会会則

(名称)

第1条 本会は、群馬県図書館協会と称する。

(構成)

第2条 本会は、次に掲げる団体及び群馬県立図書館をもって構成する。

- 一 群馬県公共図書館協議会
- 二 群馬県大学図書館協議会
- 三 群馬県高等学校教育研究会図書館部会
- 四 群馬県小中学校教育研究会学校図書館部会
- 五 専門図書館等連絡会

2 前項の1号及び5号に掲げる会員にあっては、本会に入会または本会を退会しようとするときには、書面をもって会長に届け出るものとする。

(目的)

第3条 本会は、群馬県内における公共図書館、公民館図書室、学校図書館、大学図書館及び専門図書館等の館種を超えた相互の連携と協力を推進し、県内図書館活動の振興を図り、地域社会への貢献をとおして産業の発展、文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 各加盟団体の連絡調整に関する事業
- 二 各加盟団体の相互協力に関する事業
- 三 群馬県図書館大会
- 四 研究会、研修会の開催
- 五 その他目的を達成するために必要な事業

(会費)

第5条 本会の会費は、別に定める規程に従い、毎会計年度の6月末日までに本会に納入するものとする。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

- | | | |
|-----|-----|-----------------------|
| 会長 | 1名 | |
| 副会長 | 1名 | |
| 代議員 | 11名 | (公共4、大学2、高校2、小中2、専門1) |
| 監事 | 2名 | |

(会長及び副会長)

第7条 会長は、県立図書館長をもって充てる。

- 2 副会長は、公共図書館協議会長をもって充てる。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(代議員)

第8条 代議員は、加盟各団体から選出する。

2 代議員は、加盟各団体を代表し、代議員会を構成する。

(監事)

第9条 監事は、会長が指名し、任期は2年とする。

2 監事が属する団体の職を離れたときは、その後任者が補うものとし、任期は前任者の残任期間とする。

3 監事は、会計監査を行う。

(議決機関)

第10条 本会の議決機関は、代議員会とする。

2 代議員会は、原則として毎年1回の定例会を開くほか、必要のあるとき、臨時会を開くことができる。

3 代議員会は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長を務める。

4 代議員会の議決は、出席者の過半数により決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、重要案件については、出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

(運営委員会)

第11条 本会の運営に関する事項を協議するほか、代議員会において決定された事項の運営にあたるため運営委員会をおく。

2 運営委員会の組織及び運営については、別に定める。

(事務局)

第12条 本会の事務局を群馬県立図書館内におく。

2 事務局に事務局長1名及び事務員若干名をおく。

3 事務局長及び事務局員は、会長が任命する。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、平成18年 4月 1日から施行する。

群馬県図書館協会運営委員会規約

（設置）

第1条 群馬県図書館協会（以下「協会」という。）会則第11条第2項の規定により、群馬県図書館協会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（職務）

第2条 運営委員会は、次に掲げる業務について担当する。

- (1) 協会の運営に関する事項の協議に関すること
- (2) 代議員会において決定された事項の運営に関すること

（委員長）

第3条 運営委員会に、委員長を置く。

- (1) 委員長は、群馬県立図書館副館長をもって充てる。
- (2) 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。

（委員）

第4条 委員は、県立図書館の職員及び協会の加盟団体から選出された者、15名以内とする。

2 委員の任期は2年とし、再任はさまたげない。

3 委員の任期途中において欠員が生じたときには、新たに選出を受け、前任者の残任期間を任期とする。

（会議）

第5条 運営委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員長又は委員長が指名する者が議長を務める。

（事務）

第6条 運営委員会の事務は、協会事務局において処理する。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定める。

附 則

この規約は、平成18年 4月 1日から施行する。

群馬県図書館協会会費規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、群馬県図書館協会会則（平成18年7月26日施行）第5条の規定による協会会費の額及び納入について規定するものとする。

（会費の額）

第2条 会費は年額とし、次に定めるとおりとする。

会 員 の 区 分	会 費
県立図書館	70,000円
群馬県公共図書館協議会会員	均等割（1,500円）と人口割（管内の人口1人当たり0.09円）の合計額とし、100円未満は切り捨てる。
群馬県大学図書館協議会	20,000円
群馬県高等学校教育研究会図書館部会	20,000円
群馬県小中学校教育研究会学校図書館部会	1,500円 （当分の間、金額を据え置く。）

2 年度途中での入会員及び退会員の会費は、特に減額を行わない。

（請求及び納入）

第3条 会長は、協会予算の議決があったときは、直ちに会費の請求を行うものとし、会員は、会費の請求があったときは、速やかに納入するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 2 第2条第1項に規定する人口は、平成15年4月1日現在の人口とし、以後原則として5年ごとの人口により改正するものとする。